

公募シンポジウム

公募シンポジウム1

歯科における医療連携と医療情報の利活用

2019年11月22日(金) 14:50 ～ 16:50 G会場 (国際会議場 3階中会議室303)

[2-G-1-04] 医療等分野の ICTを利活用した取組みについて

○宇佐美 伸治¹（1. 日本歯科医師会）

キーワード：Medical and other identity, Medical information sharing, ICT in the medical area

厚生労働省は、2020年度からの「オンライン資格確認」の導入に向け、今年度は本格的にオンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向けの技術解説書の作成をはじめ、来年度からの導入を検討する医療機関・薬局のシステム改修を想定したスケジュールを組み、関係する検討会を中心に協議を重ねている。

システム構築側の周知が進んだところで、医療機関側への説明会も実施することとなっており、本格運用までに各医療機関への懇切丁寧な説明と、導入する意思のある医療機関への漏れのないフォローを厚労省に対し要望するところである。特に、医療機関への導入に係るイニシャルコストについては、本年5月15日の改正健康保険法において設置された「医療情報化支援基金」（以下、基金という）から、オンライン資格確認を実施する医療機関・薬局に対し補助を行うことから、各臨床現場の状況を汲み取った柔軟な運用を要望している。なお、医療機関・薬局がオンライン資格確認に用いる回線の仕様は、導入・運営コスト縮減の観点から、既存のオンライン請求のインフラを活用することが合理的と考えられており、運用開始時点ではオンライン請求ネットワークを活用した仕組みが想定されている。

オンライン請求の利用状況は、病院・薬局が9割超、医科診療所は概ね7割であるが、歯科診療所は2割を満たしていない。多くの歯科診療所は、オンライン資格確認の導入≒オンライン請求の実施が必須となるが、今後、国のICT利活用による医療情報連携等を鑑みると、この機会に前述の基金を利用した両者の導入により、歯科の情報連携に係るインフラ整備の一助にもなると考えることもできる。

本筋に戻すと、オンライン資格確認等システムの構築により、資格過誤が無くなり医療機関、保険者等にとっての一定のメリットはあると考えるが、結果として、医療機関等の受付事務の煩雑化につながることもないよう、引き続き本格運用までの制度設計を注視していきたい。

医療等分野の ICT を利活用した取り組みについて

宇佐美伸治^{*1}、

^{*1} 日本歯科医師会常務理事

Initiatives utilizing ICT in the medical area

Shinji Usami^{*1}

^{*1} Standing Director, Japan Dental Association

Centering on initiatives like “the Japan Revitalization Strategy,” the national government has set out a policy for “the development of information and communications technologies (ICT) in fields such as medical care” with FY2020 as one of the mileposts, and has been undertaking reviews for the realization of the policy.

Based on discussions at the council meetings and study meetings in which it participates, the Japan Dental Association has been studying suitable approaches to such matters as “online qualification checking”, the building of “regional medical information sharing network” and “the national health and medical information sharing network,” projects to be implemented by “certified anonymous processing medical information creating business operators” as stipulated in the Next Generation Medical Infrastructure Act, and how dental bodies should handle the use and application of HPKI cards.

Keywords: Medical and other identity, Medical information sharing, ICT in the medical area

1. はじめに

日本における健康・医療・介護分野における ICT 化の推進については、国が平成13年に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」(IT 戦略本部)を設置し、厚生労働省においては、平成 19 年 3 月に「医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン」の策定に始まり、平成 25 年 6 月には「世界最先端 IT 国家創造宣言」が閣議決定され、その後「日本再興戦略」「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」等にその促進が謳われた。

現在、マイナンバー制度のインフラを活用した「オンライン資格確認」の導入をはじめ、「全国保健医療情報ネットワーク」の構築・推進を図るため、「医療等分野における識別子の仕組み」と医療等分野の情報連携基盤となる全国的なネットワークやサービスの構築に向けた「工程表」を取り纏めるなど、国の掲げる2020年度を目標とした様々な ICT 化の整備に向けた議論が展開されている。

特にオンライン資格確認においては、「デジタル・ガバメント閣僚会議」において官房長官より、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の必要性を示唆する発言もあり、厚生労働省、内閣官房を中心に、「オンライン資格確認等検討会議」や「マイナンバーカードの健康保険証利用に関する協議会、幹事会」等において、有識者による議論を重ねている。

日本歯科医師会は、このような国の動向を注視しつつ、今後、歯科医療機関や歯科医師が必要になると思われる対応(ユースケース、コスト面、事務の煩雑化など)について、議論している。

2. オンライン資格確認

厚生労働省は、2021 年 3 月(目途)からの「オンライン資格確認」の導入に向け、今年度は本格的にオンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向けの技術解説書の作成をはじめ、来年度からの導入を検討する医療機関・薬局のシステム改修を想定したスケジュールを組み、関係する検討会を中心に協議を重ねている。

システム構築側の周知が進んだところで、医療機関側への説明会も実施することとなっており、本格運用までに各医療機関への懇切丁寧な説明と、導入する意思のある医療機関への漏れのないフォローを厚生労働省に対し要望するところであ

る。特に、医療機関への導入に係るイニシャルコストについては、本年 5 月 15 日の改正健康保険法において設置された「医療情報化支援基金」(以下、基金という)から、オンライン資格確認を実施する医療機関・薬局に対し補助を行うことになっており、各臨床現場の状況を汲み取った柔軟な運用を要望している。

なお、医療機関・薬局がオンライン資格確認に用いる回線の仕様は、導入・運営コスト削減の観点から、既存のオンライン請求のインフラを活用することが合理的と考えられており、運用開始時点ではオンライン請求ネットワークを活用した仕組みが想定されている中、オンライン請求の利用状況は、病院・薬局が 9 割超、医科診療所は概ね 7 割であるが、歯科診療所は約 2 割となっている。

歯科診療所が、オンライン資格確認を導入することにより、結果としてオンライン請求用回線が敷設されることがことになる。

今後、国の ICT 利活用による医療情報連携等を鑑みると、この機会に前述の基金を利用したオンライン資格確認の導入により、歯科の情報連携に係るインフラ整備の一助になると考えることもできる。

オンライン資格確認等システムの構築により、資格過誤がなくなり医療機関、保険者等にとっての一定のメリットはあると考えるが、結果として、医療機関等の受付事務の煩雑化につながることはないよう、引き続き本格運用までの制度設計を注視し、医療提供が滞ることのないよう検討会等で議論していきたい。

3. レセプトオンライン請求

歯科医療機関のレセプト請求(医療機関ベース)について、電子レセプトによる請求は全体の約 9 割を占め、概ね電子化されているといえる。

さらに、電子レセプトによる請求の内訳を見ると、「オンラインによる請求」が約 2 割、「電子媒体(CD など)による請求」が残り 8 割を占めている状況となっている。

請求方法については、一定のルールの中で歯科医療機関個別の状況に応じた対応に委ねられている。

国の医療等分野の情報連携に必須と考えられる、セキュリティの担保された安心・安全な環境の構築論において、莫大な開発費用やシステム改修を必要としない既存回線の使用

例として、このレセプトオンライン請求用回線の利活用が現実的と考えられている。

これまでの用途別に回線や端末を用意していたものを1本の回線、端末共有で様々な医療等分野のサービスを共通利用が可能であり、業務効率化や利便性向上に繋がるものとして期待されている。

歯科医療機関にとっても身近な回線利用として、今後、レセプトオンライン請求用回線の利活用についてはもっとも現実的であると位置付けると、現在の CD 等の媒体によるレセプト請求からオンラインによる請求に移行するメリットはあるのかもしれない。

4. まとめ

様々な医療分野の ICT 化への対応について、歯科医療機関がその対応を図るべき時に、スムーズに移行できることが重要であり、そのためには、まず、必要情報の共有・周知が必要である。

過渡期においては、積極的に電子化に取り組める地域もあれば、そうでない地域も混在することは否めないことであるが、医療界全体としての ICT 化の動きに対し、歯科医療機関のあるべき方向性を明確にし、先導していくことが日本歯科医師会の責務であると考えている。